

# 一般社団法人日本ラウンドダンス協会定款

## 第 1 章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ラウンドダンス協会（以下「当協会」という。）と称し、  
英文名を Japan Round Dance Association（略称：JRDA）と表示する。

### (事務所)

第2条 当協会は、主たる事務所を神奈川県小田原市に置く。

### (目的)

第3条 当協会は、本邦におけるラウンドダンスの専門部として、情報の収集及び交換・技術の向上・指導者及びダンサーの育成及び交流等を行い、更にラウンドダンスの持つレクリエーション性を広く地域社会に対し普及浸透せしめることを目的とする。

### (事業)

第4条 当協会は、前条の目的を達成するため、全国各地で次の事業を行う。

- (1) ラウンドダンスの普及を図ること
- (2) 地域における生涯スポーツ・レクリエーション活動の指導者の育成を図ること
- (3) ラウンドダンス愛好者の資質の向上を図ること
- (4) 国内外のラウンドダンス愛好者及び関連組織との交流協力を深めること
- (5) その他当協会の目的達成に必要な活動を行うこと

### (支部)

第5条 当協会は、理事会の定めるところに従い、必要な場所に支部を設置することができる。

## 第 2 章 会 員

### (種別)

第6条 当協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当協会に登録された団体を代表する個人
  - (2) 普通会員 当協会に登録された団体に所属する個人及び団体に所属しない個人
  - (3) 賛助会員 当協会の事業に賛同し、援助するために入会した個人、法人又は団体
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (入会・登録)

第7条 当協会の目的に賛同し、会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書により申し込み、会長の承認を受けなければならない。

- 2 入会した会員で構成された団体が当協会に団体として登録を希望する場合は、所定の申込書により申し込み、会長の承認を受けなければならない。

### (入会金及び会費等)

第8条 会員は、総会の定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (任意退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、所定の退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第3項に定める総会の議決によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又は議決に違反したとき
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、前2条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が1年以上されなかったとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、免れることはできない。

- 2 当協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員である社員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項、この定款に定める事項及び会長が必要と認めた事項

(種類及び開催)

第15条 当協会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 社員の総数の5分の1以上の署名をもって、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会長は、社員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、全ての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 4 会長は、前条第3項第2号の請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、出席した社員の中から会長が指名した者をもってこれに充てる。

(議決)

第18条 総会は、社員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、書面をもってあらかじめ当該議事について意思を表示した者及び総会に出席する他の社員を代理人として議決権の行使を委任した者並びに電磁的方法により議決権の行使をした者は、出席者とみなす。

- 2 総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 役員解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定めた事項

(議決の省略)

第19条 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が社員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果

- (3) 総会に出席した理事及び監事の氏名
  - (4) 議長の氏名
  - (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
  - (6) 社員の現在数及び総会に出席した社員数（書面表決者及び表決委任者並びに電磁的方法による議決権行使者の場合にあつては、その旨を付記すること）
  - (7) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第11条で定めるもの
- 2 議事録には、議長のほか、総会に出席した社員のうちから議長が指名した議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。
  - 3 議事録は、総会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

（総会規程）

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会運営規定による。

## 第4章 役員等

（役員の設定等）

第23条 当協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
  - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

（選任等）

第24条 理事及び監事は、総会において社員のうちから選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の議決によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当協会の理事又は事務局職員を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、理事又は他の監事の配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者であつてはならない。

（理事の職務）

第25条 会長は、当協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、当協会の事務を執行し、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め理事会で定めた順序により職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当協会の業務を分担執行する。
- 4 理事は理事会を組織し、定款に定めがあるもののほか、総会の権限に属するものと規定されている事項以外の事項を議決し、当協会の業務の執行を決定する。

（監事の職務権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、当協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第28条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第3項に定める総会の議決によって解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行ができないと認められるとき
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他解任すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める各事業年度の予算の範囲内において、報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、職務に関して要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 理事会

(構成)

- 第30条 当協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前2項に定めるもののほか、当協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定並びに解職

(種類及び開催)

- 第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎年度2回以上開催する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、通常理事会において自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。
- 4 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第4項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、役員全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 4 会長は、前条第4項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事会に出席した理事の中から会長が指名した者をもってこれに充てる。

(議決)

第35条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議決の省略)

第36条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
  - (2) 議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 理事会に出席した理事及び監事の氏名
  - (4) 議長の氏名
  - (5) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 15 条で定めるもの
- 2 議事録が書面をもって作成されているときは、会長及び幹事は、これに署名又は記名押印しなければならない。ただし、会長が当該理事会に出席しない場合は、出席した理事及び監事の全員が、署名又は記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会規程)

第 39 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会運営規定による。

## 第 6 章 財 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 40 条 当協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金及び補助金
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 当協会の資産は会長が管理し、その方法は会長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第 42 条 当協会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 当協会の事業計画書、収支予算書及び資産調達等の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第 44 条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告（会員の異動状況を含む）
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告に関する書類を定時総会の日  
の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くとともに、定款及び会員名簿を備え置く。  
(余剰金の分配等及び差損への充当)

第45条 当協会は、余剰金が生じた場合であっても、これを社員に分配しない。

- 2 当協会は、余剰金が生じた場合で、繰り越した差損があるときは、その補填に充て、なお  
余剰があるときは、理事会及び総会の議決を経て、その残りの全部を翌年度に繰り越し、又  
は積み立てるものとする。

(特別会計の設置)

第46条 当協会は、必要があるときは、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、第18条第3項に定める総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第48条 当協会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第49条 当協会が、清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決よって、当協会と類似  
の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

(設置)

第50条 当協会の事業を推進するため必要があるときは、理事会の議決により委員会を設置する  
ことができる。

- 2 委員会の名称、任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第9章 公告の方法

(公告)

第51条 当協会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 事務局

(設置等)

第52条 当協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。



3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第 53 条 当協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

### (個人情報の保護)

第 54 条 当協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第 12 章 附 則

### (理事会への委任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、当協会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### (特別の利益の禁止)

第 56 条 当協会は、当協会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当協会の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して、特別の利益を与えることができない。

### (最初の事業年度)

第 57 条 当協会の設立初年度の事業年度は、当協会の成立の日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までとする。

### (設立時理事の任期)

第 58 条 設立時理事の任期は、第 2 7 条の規定にかかわらず、当協会成立後、最初の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。

### (設立時理事及び監事の氏名及び住所)

第 59 条 設立時理事及び監事の氏名及び住所は、次のとおりである。

(省略)

### (設立時社員の氏名及び住所)

第 60 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(省略)

### (設立時事務所)

第 61 条 当協会の設立時において設置される主たる事務所の所在地は、次のとおりである。

神奈川県小田原市扇町三丁目 1 5 番 7 号

### (会員の地位の承継)

第 62 条 権利能力なき社団である日本ラウンドダンス協会（以下「旧社団」という。）において団体登録した団体の代表者であったものは、当協会の成立と同時に、本定款第 7 条所定の入会手続きを要せず、本定款第 6 条に定める当協会の正会員になったものとみなす。

また、旧社団における普通会員、賛助会員は、当協会の成立と同時に、本定款第 7 条所定の入会手続きを要せず、それぞれ、本定款第 6 条に定める当協会の普通会員、賛助会員になったものとみなす。

ただし、当協会の会員になることを承諾しない旨の意思表示をしたものについては、この限りではない。

(権利義務の承継)

第 63 条 旧団体が当協会にすべての権利義務を包括的に承継させる旨を議決して解散したときは、当協会は、総会の議決をもって、旧団体の権利義務をすべて、包括的に承継するものとする。

この場合において、旧団体の会員が令和 2 年度分として旧団体に納入した年会費は、本定款第 8 条所定の当協会に対する年会費として納入されたものとみなす。

(法令の準拠)

第 64 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ラウンドダンス協会を設立するため、設立時社員今村學ほか 15 名を代理して、司法書士露木一郎が電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 2 年 10 月 14 日

設立時社員 今村 學	設立時社員 野村 重一	設立時社員 伊藤 隆夫
設立時社員 竹内 清	設立時社員 松本 タエ子	設立時社員 柴田 憲二
設立時社員 荒木 義貴	設立時社員 藤本 寛志	設立時社員 金田 直樹
設立時社員 沖野 光子	設立時社員 川添 久子	設立時社員 萩原 洋
設立時社員 岸本 コズエ	設立時社員 井早 常夫	設立時社員 若松 茂
設立時社員 佐々木 健自		

上記定款作成代理人 司法書士 露木 一郎